

自然環境を支える地域づくり事業実施要領 (自然環境の保全活動、普及啓発活動への支援)

自然環境を支える地域づくり事業の実施（自然環境の保全活動、普及啓発活動への支援）に当たっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）及び新潟県自然共生関係補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1条 目的

県内の自然環境保全を推進するため、ボランティアなど地域の団体が行う取組（巡視、普及啓発活動等）を支援し、保全活動の体制づくりの促進を図る。

第2条 事業実施主体

事業実施主体は、県内の自然環境の保全に取り組んでいるあるいは取り組む予定である団体で、次に掲げる要件を備えているものをいう。

- (1) 組織の規約及び代表者を定めていること
- (2) 総会を毎年開催していること

第3条 事業実施主体の活動

事業実施主体が行う活動（以下「活動」という。）は、次に掲げるものをいう。

- (1) 生物多様性の保全や自然環境保全に関する研修、セミナー等の開催
- (2) 自然公園内の自然環境保全や希少動植物保護対策等の活動
- (3) 活動を継続するために必要となる資材、機材の整備
- (4) 生物多様性の保全等の団体活動についてのチラシ・パンフレットの作成
- (5) 広報誌等への掲載
- (6) 上記以外で知事が必要と認めるもの

第4条 事業認定等

第3条に規定する活動を実施し、第8条に規定する支援を受けようとする事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（第1号様式）を、知事に提出するものとする。

- 2 県は、別に定めるところにより事業認定審査会を設置し、事業実施主体及び事業の内容を認定基準に基づき審査する。審査の結果、支援することが適当と認めるときは、これを認定（第2号様式）する。
- 3 事業実施に係る法令の許可手続等は、前項の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）が行うものとする。
- 4 認定団体による事業実施活動中の事故及び第三者との紛争については、認定団体の責任とする。

第5条 認定基準

県は、事業実施計画書に基づき、次の事項を総合的かつ公正に審査し、必要があるときはヒアリングを行う。

- (1) 団体活動の目的・内容が実施要領の趣旨に合致すること
- (2) 保全しようとする対象が明確であること
- (3) 団体活動により自然環境の保全が見込まれること
- (4) 活動に伴い、活動地域に外来生物等が持ち込まれる危険性がないこと
- (5) 事業の期間が明確であること
- (6) 団体の規約等により、責任体制が明確であること
- (7) 支援を受けようとする事業実施主体が過去に同一の活動で同事業の認定を受けていないこと

第6条 認定団体の公表

県は、認定団体を決定したときは、結果を応募団体に通知するとともに県のホームページで公表する。

第7条 事業期間

認定団体が行う事業実施は原則1年度とする。ただし、知事が必要と認めた場合には、連続する2年度に限り事業を継続することができる。

第8条 事業内容

県は、認定団体に対し活動に必要な経費を補助する。

第9条 支援費の範囲

補助金対象経費については別表のとおりとし、支援の上限は、事業に要する経費の1/2以内、1年度20万円以内とする。

第10条 事業実施計画の変更

第4条の規定により認定された事業実施計画を変更する場合は、実施計画変更承認申請書(第1号様式)を知事に提出し承認(第2号様式)を得なければならない。

第11条 実績報告

認定団体は、事業が完了したときは速やかに事業実績報告書(補助金交付要綱第5号様式の2(県単事業等の場合)及び本要領第1号様式(別記))を、知事に提出するものとする。

第12条 交付決定前着手

事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、認定団体がやむを得ない理由により補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、事前着手届(第3号様式)を知事に提出するものとする。

第13条 認定の取り消し

県は、認定団体が次の各号の一に該当したときは、第4条第2項に規定する認定を取り消すことができる。

- (1) 認定団体が解除の申し出をしたとき
- (2) 活動の実施または効果が見込めないとき
- (3) その他不相当と判断される行為があったとき

第14条 事業中止

認定団体は、事業実施を年度途中で中止しようとするときは、あらかじめ県に協議し承認（補助金交付要綱第3号様式）を受けなければならない。

附則 この要領は、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

別表

事業区分	補助対象経費
自然環境の保全活動、普及啓発活動への支援	報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料（会場借り上げ料等） 備品購入費 委託料

※旅費は講師等への支払いを対象とし、認定団体構成員への支払いは対象としない。

第1号様式

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

「自然環境を支える地域づくり事業（自然環境の保全活動、普及啓発活動への支援）」
実施計画（変更）承認申請書

自然環境を支える地域づくり事業を実施したいので、自然環境を支える地域づくり
事業実施要領第4条（変更の場合は第10条）の規定に基づき、事業実施計画書を添え
て申請します。

記

1 事業実施計画書 別添のとおり

第1号様式（別記）

「自然環境を支える地域づくり事業（自然環境の保全活動、普及啓発活動への支援）」
 実施・変更計画書（実績報告書）

年 月 日

1 事業実施主体の概要

1	名称	
2	代表者職名・氏名	
3	所在地及び連絡先	
	住所	
	電話	
	F A X	
	E-mail	
	担当者	
4	設立年月日	
5	活動の目的	

2 事業内容

事業内容	実施時期・回数・参加人数	詳 細	備 考

(注) 連続する2年度に事業の継続を希望する場合は、行を追加し2年度分の内容を記入する。

3 事業費

(単位：千円)

事業内容	事業費	負担区分			備 考
		県補助金	認定団体	その他	
合計					

(注) 連続する2年度に事業の継続を希望する場合は、行を追加し2年度分の内容を記入する。

4 事業費の算出根拠

事業内容	費用区分	数量	単価	金額	積算基礎
合計	—	—	—		—

(注) 連続する2年度に事業の継続を希望する場合は、行を追加し2年度分の内容を記入する。

5 遂行状況

年 月 日現在

(単位：千円)

事業内容	計画	支出済	進捗率	適要
	事業費 (A)	事業費 (B)	(B) / (A)	

(注) 「5 遂行状況」は事業実施計画を変更する場合等、状況報告が必要な場合に記入する。

添付書類

(実施計画書) 1 団体の規約、構成員名簿及び総会資料

(実績報告書) 1 事業実施状況が確認できる写真

第2号様式

「自然環境を支える地域づくり事業（自然環境の保全活動、普及啓発活動への支援）」
実施・変更計画認定書

（番 号）
年 月 日

（事業実施主体名） 様

新潟県知事

自然環境を支える地域づくり事業実施要領第4条（変更の場合は第10条）の規定
により、次のとおり、

- ・ 貴団体を自然環境を支える地域づくり事業団体として認定し、実施計画を承認
します。
- ・ 変更計画を承認します。

第3号様式

「自然環境を支える地域づくり事業（自然環境の保全活動、普及啓発活動への支援）」
事前着手届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

年 月 日付け で事業実施計画承認申請をした自然環境を支える地域づくり事業について、下記条件を了承のうえ、早期に着手したいので届け出ます。

記

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	事前着手を 必要とする理由

事前着手の条件

- 1 補助金交付指令を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付指令を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付指令を受ける期間においては、事業実施計画の変更を行わないこと。